



連合愛知

- ・労災の防止
- ・快適な職場
- ・心身の健康

センターだより

愛知県労働者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14-18
ワークライフプラザあら3F
TEL(052) 684-0003
FAX(052) 684-0303
連合愛知ホームページからも閲覧できます
<http://www.rengeo-aichi.or.jp>

危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場



全国安全週間は「人命尊重」という崇高な基本理念の下、産業界において「自主的な労働災害防止活動の推進」と「安全意識の高揚と安全活動の定着」が図られることを目的に、1928年から始まり本年で88回目を迎える。

愛知県における労働災害の発生状況は、昨年度の死亡災害では前年よりも人増加し61人の尊い命が失われた。

休業4日以上の死傷災害は長期的には減少傾向を示していたが、ここ数年は6,500人前後で推移し、昨年は対前年比2.6%増の6,703人となった。

愛知労働局はこれらの労働災害を防止するため、「第12次労働災害防止推進計画」を定め、重篤度の高い労働災害を防止する重点対象業種として製造業と建設業の2業種、また、労働災害件数を減少させるための重点対象業種として陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店の4業種を、それぞれ選定し災害抑止のための重点施策を展開している。

産業活動が活発化する中で、製造業や陸上貨物運送事業などの業種では災害が前年より減少を示し、安全管理活動の着実な定着が感じられる状況もある。一方で、小売業などの第三次産業における労働災害防止、とりわけ転倒災害の防止が大きな課題となっている。

愛知労働局では本年度から、危険源と作業の関わりを調査し、災害発生プロセスに沿って労働災害防止効果の高いものから順にいうと①危険源そのものを無くす、②危険源と人が近づく機会を無くす、③危険状態の発生を防ぐ、④危険事象の発生を防ぐ、⑤危険事象の回避を補助する対策を取る、⑥危害を軽減する対策を取る、となることを理解した上で、災害防止対策を講じる「論理的な安全管理」の推進・定着を図る取り組みを本格的に進めている。

また、転倒災害について、本年2月から厚生労働省と労働災害団体が主催者となって進めている「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」により、安全な作業通路の確保等を中心とした災害防止対策の推進を各事業者に働きかけ、転倒災害の減少を目指している。

現在、経済の回復基調を背景に、人手不足感が長期化、深刻化し、多様な業態において未熟練労働者や高齢労働者が就労する機会も増え、労働時間が長くなるなど災害の発生しやすい要素が増加している。

どのような情勢下であっても安全衛生水準と活動の低下は許されない。

愛知労働局は、この安全週間（7月1日の国民安全の日から一週間および6月は準備期間）を契機とした活動により、経営トップの安全衛生確保に関する強力なリーダーシップの下、一人ひとりの労働者の積極的な参加による安全衛生活動を通じて労働災害防止の重要性について改めて認識を深め、組織的な安全衛生管理による職場の危険箇所の発見に努め、機械・設備に対する確実な安全対策を安全衛生教育の適切な実施により、職場の安全衛生の確保を図るよう要請している。

連合愛知安全衛生担当者研修会

日 時 6月5日（金）14時～17時30分

会 場 名古屋都市センター 特別会議室

研修内容

- ① 第1講座「愛知労働局の27年度年度重点課題」
- ② 第2講座「労災防止推進ハンドブック改訂内容」
- ③ 第3講座「転倒防止対策」

連合愛知労災防止キャンペーン活動の進め方

※構成組織へ参加要請あり

安全衛生活動を自主点検 連合愛知労災防止キャンペーン活動

6~7月
実施

「連合愛知労災防止キャンペーン活動2015」を6~7月の2ヶ月間、以下のポイントを踏まえ取り組みを開展する。

① 昨年、愛知県内の労災死亡事故、労災死傷数とも増加し、2年連続増加となった。

また、第3次産業においても労働災害が増加していることから、引き続き労災防止の取り組みを強化しなくてはならない。

② 昨年、労働安全衛生法が改正されたことや南海トラ

フ大地震に備えるため「労災防止活動推進ハンドブック」を9年

ぶりに改訂した。これを踏まえ、「BCP（事業継続計画）対策」「メンタルヘルスチェック」や「受動喫煙防止対策」を追加した。

③ 労災防止推進ハンドブックを安全教育は、非正規労働者・外国人なども含む「全ての従業員」を対象に推進する。

5月31日は世界禁煙デー

禁煙週間 5月31日(日)～6月6日(土)

禁煙週間のテーマ

「2020年、スマーケフリーの国を目指して

国を目指して

～東京オリンピック

・パラリンピックへ向けて～

趣旨：たばこが健康に悪影響を与えることは明らかであり、禁煙はがん、循環器病等の生活習慣病を予防する上で重要である。

「健康日本21（第二次）」やがん対策基本計画の目標でもある「未成年者の喫煙をなくす」ためには、喫煙による健康影響を認識させることが重要である。また、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づく第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択され、我が国においても、平成22年2月に、基本的な方向性として、公共の場は原則として全面禁煙であるべき等を記した通知を発出し、平成24年度においては、受動喫煙防止対策の徹底について通知を発出したところである。

今年度は、たばこを減らすことによって命を守ることを目的として、「2020年、スマーケフリーの国を目指して～東京オリンピック・パラリンピックへ向けて～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を積極的に行うものである。

※改正労働安全衛生法の改正により本年6月1日から受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることが事業者の努力義務となる。



禁 煙 週 間：5月31日～6月6日

世界禁煙デー

2020年、スマーケフリーの国を目指して～東京オリンピック・パラリンピックへ向けて～

職場におけるメンタルケアの総合的な取り組み

メンタルヘルスチェックの実施が12月1日から義務となります

厚生労働省は、4月15日改正労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」の具体的な運用方法を定めた省令、告示、指針を公表した。詳しくは《厚労省ホームページ⇒報道発表資料⇒4.15》を参照して下さい。また、6月5日の連合愛知安全衛生担当者研修会においても解説する予定である。

【省令、告示、指針のポイント】

〈省令〉

○ストレスチェックの実施頻度、検査すべき3つの領域、ストレスチェックの実施者となれる者、結果の記録の作成・保存方法、一定規模の集団ごとの集計・分析、ストレスチェック結果に基づく医師による面接指導の実施方法、労働基準監督署への実施状況に関する定期報告などについて定めています。

〈告示〉

○ストレスチェックの実施者となれる者のうち、看護師、精神保健福祉士が修了すべき厚生労働大臣が定める研修の科目、時間を定めています。

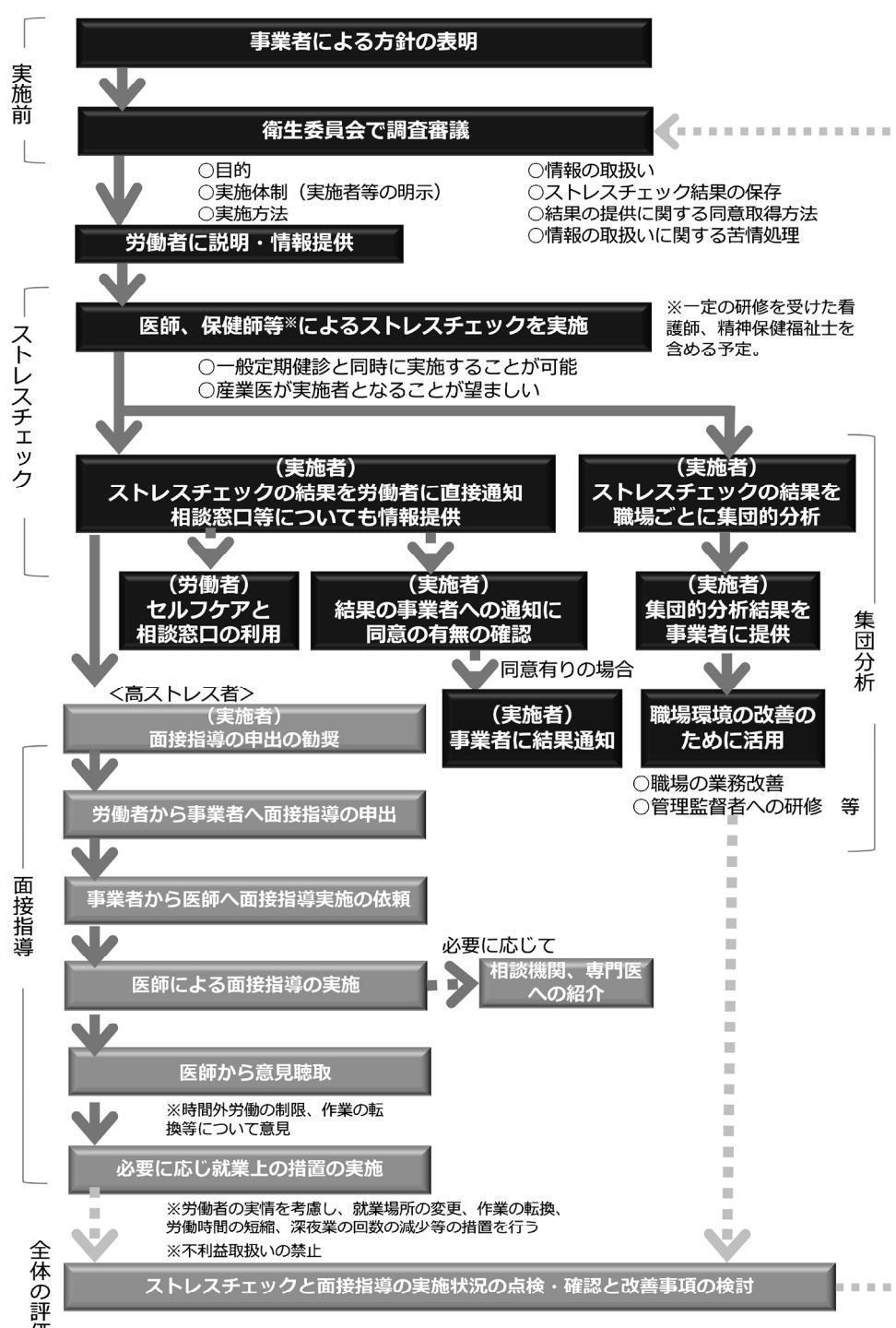
〈指針〉

○衛生委員会の役割、ストレスチェックに用いる調査票、高ストレス者の選定方法、結果の通知方法と通知後の対応、面接指導結果に基づく就業上の措置に関する留意事項、集団ごとの集計・分析結果の活用方法、労働者に対する不利益取扱いの防止、労働者の健康情報の保護などについて定めています。

〈心理的負担の程度を把握するための検査及び面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針のポイント（抜粋）〉

○この制度は、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）が目的で、事業場に

ストレスチェックと面接指導の実施に係る流れ



おけるメンタルヘルスケアの総合的な取り組みの中に位置付けることが望ましい。

○ストレスチェック制度の実施に当たっては、その実施体制・実施方法、不利益取扱いの防止など事項を、総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医などで構成される衛生委員会などで調査・審議し、その結果を踏まえて規定を定めなければならない。

○ストレスチェックに用いる調査票は、事業者の判断により選択することができるものとするが、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目)を用いることが望ましい。

○医師による面接指導が必要とされた者に対して、実施者が申し出の勧奨を行うとともに、結果の通知を受けた労働者が相談しやすい環境を作るため、保健師、看護師または心理職が相談対応を行う体制を整備することが望ましい。

○面接指導の結果に基づく就業上の措置を決定する場合には、その労働者の了解が得られるよう努めるとともに、不利益取扱いにならないように留意しなければならない。

○ストレスチェックを受けないこと、結果の提供に同意しないこと、または面接指導の申し出を行わないことを理由とした不利益取扱いを行ってはならない。

○面接指導の結果を理由とした、解雇などの不利益な取扱いを行ってはならない。

○この制度においては、産業医が中心的役割を担うことが望ましい。

